

# 奥州市上下水道部

## 令和8年度(2026) 水質検査計画



【桜屋敷配水池】

奥州市上下水道部では、市民のみなさまに水道水質基準に適合した安全で良質な水道水をお届けするため、これまでの水質検査結果を踏まえて水質検査計画を策定しました。

### 【水質検査計画内容】

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点
- 5 検査項目
- 6 検査頻度
- 7 水質検査方法
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査の自己／委託の区分
- 10 水質検査結果の公表
- 11 原水に係る水質検査の実施
- 12 水質検査結果の評価
- 13 水質検査計画の見直し
- 14 水質検査における精度管理及び信頼性保証
- 15 関係者との連携
- 16 水質検査結果（令和7年度）

## 1 基本方針

奥州市上下水道部は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、水道法施行規則第15条に定めるところにより水質検査を実施します。

### (1) 消毒の残留効果に関する検査(色・濁り・残留塩素濃度)

[採水場所] 蛇口

[検査回数] 1日1回

### (2) 水道法に基づく水質基準項目(52項目)

[採水場所] 蛇口

[検査回数] 1ヶ月1回(1の項、2の項、39の項、43の項、44の項、47から52の項。

ただし、43の項、44の項についてはカビ臭が発生するおそれのある期間とする。)

3ヶ月1回(3から38の項、40から42の項、45の項、46の項。ただし、10の項及び22から32の項を除き過去3年間における検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは1年に1回とする。)

### (3) 水質管理目標設定項目(26項目の内17項目)

[採水場所] 蛇口

[検査回数] 1年に1回

### (4) 放射性物質検査(セシウム134、セシウム137)

[採水場所] 浄水場

[検査回数] 3ヶ月に1回とする。

### (5) クリプトスポリジウム及びジアルジア水質検査

[採水場所] 水源地、浄水場等

[検査回数] 1年に1回とする。

## 2 水道事業の概要

令和6年度末現在

項目	数値
行政区域面積 (km <sup>2</sup> )	993.30
行政区域内人口 (人)	107,170
給水人口 (人)	101,267
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	12,449,377

### 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

浄水場等名	見分森配水池	上島浄水場	下小谷木浄水場	江刺第2水源地	江刺第4水源地
水源名	たんこう浄水場 から浄水受水	上島第1、2、外	下小谷木	江刺第2	江刺第4
原水の種類	浄水受水	地下水 伏流水	地下水	地下水	地下水
浄水処理方法	塩素消毒(追加)	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
使用薬品 其他方式 その他	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム エアレーション式曝気塔	次亜塩素酸ナトリウム エアレーション式曝気塔	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

浄水場等名	口沢浄水場	玉川浄水場	古歌葉配水池	戸中配水池	万松寺配水池
水源名	種山	玉川	古歌葉	戸中	たんこう浄水場 から浄水受水
原水の種類	湧水	地下水	湧水	湧水	浄水受水
浄水処理方法	薬品凝集沈殿 膜ろ過方式 塩素消毒	薬品凝集沈殿 膜ろ過方式 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒(追加)
使用薬品 其他方式 その他	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム チ硫酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

浄水場等名	フロンティアパーク配水池	根木町浄水場	川内浄水場	前沢浄水場	日除松配水池
水源名	たんこう浄水場 から浄水受水	根木町	川内	前沢第1、2、3	たんこう浄水場 から浄水受水
原水の種類	浄水受水	表流水	表流水	地下水	浄水受水
浄水処理方法	塩素消毒(追加)	急速ろ過方式 塩素消毒	急速ろ過方式 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒(追加)
使用薬品 其他方式 その他	次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 苛性ソーダ	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム エアレーション式曝気塔 除鉄・除マンガン方式	次亜塩素酸ナトリウム

浄水場等名	小林配水池	新田浄水場	横岳前山浄水場	兎口配水池	若柳配水池
水源名	たんこう浄水場 から浄水受水	生母	谷子沢	たんこう浄水場 から浄水受水	たんこう浄水場 から浄水受水
原水の種類	浄水受水	地下水	湧水	浄水受水	浄水受水
浄水処理方法	塩素消毒(追加)	塩素消毒	膜ろ過方式 塩素消毒	塩素消毒(追加)	塩素消毒(追加)
使用薬品 其他方式 その他	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

浄水場名	新古戸配水池	上立沢配水池	噌味浄水場	北股配水池
水源名	たんこう浄水場 から浄水受水	上立沢	鳴沢	たんこう浄水場 から浄水受水
原水の種類	浄水受水	湧水	湧水	浄水受水
浄水処理方法	塩素消毒(追加)	塩素消毒	急速ろ過方式 塩素消毒	
使用薬品 其他方式 その他	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	ホリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	

#### 4 採水地点 別途記載

## 5 検査項目

水道法に基づく水質基準項目(52項目)

番号	項目	基準値	検査回数	検査回数の減	
一	色、濁り及び消毒の残留効果	給水栓での採取	1日1回	不可	
基1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	1ヶ月1回	不可	
基2	大腸菌	検出されないこと			
基3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	3ヶ月1回	注のとおり	
基4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下			
基5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下			
基6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下			
基7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下			
基8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下			
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下			不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			注のとおり
基12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下			
基13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下			
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸	0.00005mg/L以下			

	及びペルフルオロオクタン酸 (PF OA) (PFOS)		3ヶ月1回	
基21	ベンゼン	0.01mg/L以下		不可
基22	塩素酸	0.6mg/L以下		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
基24	クロロホルム	0.06mg/L以下		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
基27	臭素酸	0.01mg/L以下		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
基31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
基33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下		
基34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2 mg/L以下		
基35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以 下		
基36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以 下		
基37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下		
基38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下		
基39	塩化物イオン	200mg/L以下	1ヶ月1回	不可
基40	カルシウム (硬度)、マグネシウム 等	300mg/L以下	3ヶ月1回	注のとおり
基41	蒸発残留物	500mg/L以下		
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
基43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	発生時期に	不可
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1ヶ月1回	
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	3ヶ月1回	注のとおり
基46	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005 mg/L以下		

基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1ヶ月1回	不可
基48	pH値	5.8以上8.6以下		
基49	味	異常でないこと		
基50	臭気	異常でないこと		
基51	色度	5度以下		
基52	濁度	2度以下		

注：水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、1年に1回とする。

水質管理目標設定項目(全26項目のうち17項目)

番号	項目	目標値	検査回数
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L以下	1年1回
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L以下(暫定)	
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L以下(暫定)	
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
目8	トルエン	0.4mg/L以下	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	省略
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	1年1回
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	
目16	残留塩素	1mg/L以下	省略
目17	カルシウム(硬度)、マグネシウム等	10 mg/L以上 100mg/L以下	
目18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	1年1回
目19	遊離炭酸	20 mg/L以下	
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	

目23	臭気強度(TON)	3以下	
目24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	省略
目25	濁度	1度以下	
目26	pH 値	7.5程度	
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1年1回
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
目30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	省略

注・目4、目6、目7及び目11は欠番になっています。

- ・二酸化塩素を使用していないため、目10及び目12の検査は省略しています。
- ・目16、目17、目18、目24、目25、目26及び目30は水質基準項目と同じ項目のため、省略しています。

## 6 検査頻度

別途記載

## 7 水質検査方法

### (1) 残留塩素検査方法

平成15年厚生労働省告示第318号(最終改正令和6年3月29日厚生労働省告示第171号)「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」

### (2) 水道法に基づく水質基準項目検査方法

平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正令和8年1月28日環境省告示第5号)「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」

### (3) 水質管理目標設定項目検査方法

平成15年10月10日付健水発第1010001号(最終改正令和8年1月28日環水大管発第2601285~2601288号)「水質管理目標設定項目の検査方法」

## 8 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行い、検査に供する水の採取場所は、定期的水質検査と同様、水道法施行規則第15条第1項第2号の規定により給水栓を原則とします。

- (1) 浄水過程に異常があったとき
- (2) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (3) 水源に異常があったとき
- (4) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

## 9 水質検査の自己／委託の区分

水質検査(消毒の残留効果に関する検査を除く)は水道法第20条第1項第3号の規定により、地方公共団体の機関である岩手中部水道企業団、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた業者に委託して行います。

委託検査項目	委託検査機関名	検査頻度	検査方法
消毒の残留効果に関する検査	委託	1日1回	DPD 試薬による比色測定法
水道法に基づく水質基準項目(52項目)	岩手中部水道企業団	水質検査項目により頻度が異なる(1ヶ月に1回、3ヶ月に1回、1年に1回)	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法
水質管理目標設定項目(17項目)	岩手中部水道企業団、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	1年に1回	水質管理目標設定項目の検査方法
放射性物質	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	3ヶ月に1回	水道水等の放射能測定マニュアルによる

## 10 水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、上下水道部ホームページ(<https://www.city.oshu.iwate.jp/suido/index.html>)に掲載します。また、上下水道部水道課でも閲覧できるようにします。

## 11 原水に係る水質検査の実施

委託検査項目	委託検査機関名	検査頻度	検査方法
水道法に基づく水質基準項目(40項目)	岩手中部水道企業団	1年に1回	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法
水質管理目標設定項目(14項目)	岩手中部水道企業団、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	1年に1回	水質管理目標設定項目の検査方法

嫌気性芽胞菌・大腸菌	岩手中部水道企業団	3ヶ月に1回	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法
クリプトスポリジウム・ジアルジア	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	1年に1回	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法(標準的方法)
放射性物質	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	3ヶ月に1回	水道水等の放射能測定マニュアルによる

注：浄水受水している原水の水質基準項目及び指標菌の検査については、供給元である奥州金ケ崎行政事務組合にて、年4回の頻度で行っております。ただし、ジェオスミンと2-メチルイソボルネオールについては、カビ臭が発生するおそれのある期間に検査を行っております。

また、クリプトスポリジウム及びジアルジアは、年1回検査を行っております。

## 12 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給されるすべての水が満たされなければならない要件であるため水質検査結果が水質基準を遵守していることを確認する必要があります。また、得られた結果と蓄積したデータの比較等を行い、水質管理に活用します。原水の検査結果についても比較等を行い、水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安全で良質な水道水の供給に反映させます。

## 13 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、年度途中であっても検査結果や水源域の状況に基づいて随時行います。

## 14 水質検査における精度管理及び信頼性保証

主な委託先を岩手中部広域圏の共同検査センターである岩手中部水道企業団とするほか、他の項目についても国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関へ委託することで、正確かつ精度の高い検査データの収集に努めています。また、岩手中部水道企業団では測定者間のバラツキをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保するとともに、国が実施する精度管理に参加しており、信頼性の保証に努めています。

## 15 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、奥州保健所及び岩手県環境生活部県民くらしの安全課等関係機関と連携して被害状況を把握します。

水源で水質汚染事故が発生した場合には、北上川流域市町村で構成する「北上川水系水

「水質汚濁対策連絡協議会」の水質事故連絡で情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場で所要の対策を講じ、適正な浄水処理の維持に努め、常に安全で良質な水道水を提供します。

## 16 水質検査結果（令和7年度）

別途記載

お問い合わせ先

奥州市 上下水道部 水道課 施設係

〒023-1192 岩手県奥州市江刺大通り1番8号

TEL 0197-34-2526 FAX 0197-35-7201